地方財政の抱えるリスク

―― 財政再建準用団体等にみる財政悪化の背景から今後の地方財政運営の問題点を考察 ――

〔要　　旨〕

１．98年，国が財政構造改革法を早々と凍結し財政支出拡大を続ける中で，かつての富裕団体といわれた大阪府，東京都，神奈川県，愛知県が相次いで財政危機宣言を行った。地方自治体全体をみても，公共事業費削減に代表される歳出抑制の方向にあるのは確かである。これには，実質的な国の指導下に入る「財政再建準用団体」への転落を恐れているという背景がある。

２．市町村財政よりも都道府県財政の方が，財政危機に陥りやすい。これは税収構造において，都道府県の税目が市町村に比して景気変動を受けやすいという特徴があるからである。一方で歳出構造をみると都道府県の方が義務的経費が多く，この矛盾が都道府県財政をより不安定なものとさせている。このような中で，各都道府県では従来削減が難しいといわれていた人件費までも削減を企図している。但し，財政危機を宣言した４都府県の近年の歳出状況をみると投資的経費の増大の方がより財政悪化に影響しているようである。

３．80年代以降，財政再建準用団体を経験した４町（赤池町，香春町，方城町，金田町）について，同団体に指定されるまでの財政状況をみると，投資的経費の大きさとそれに伴う後年度の公債費の急騰という共通点がみられた。これは，地域振興のために行った公共投資が当該地域経済の発展には寄与せず，借金を累増させるだけに終わってしまった結果といえる。

４．以上を踏まえると，本当の地方財政の危機はこれからである。バブル崩壊以後急増した公共投資の資金調達のため，多額の地方債が発行されたが，その元利償還費用は今後相当の負担となって財政運営に影響する。さらに，比較的に財政状況が安定していた地方交付税依存型の自治体にとっても，地方交付税制度自体に限界がみえてきた。目先のやりくりに翻弄されず，抜本的な地方財政改革が急務であろう。

目　次

はじめに
１．財政再建準用団体
（1）　財政再建準用団体とは
（2）　過去における財政再建準用団体
（3）　起債制限比率と赤字比率
２．財政危機の背景
（1）　危機に陥りやすい都道府県の財政構造
（2）　かつての富裕団体（４都府県）にみる財政危機の背景
（3）　財政再建準用団体にみる財政危機の背景
３．地方財政のリスク
（1）　2001年以降の公債費増大のリスク
（2）　交付税収入の安定性？
（3）　資金調達への不安
おわりに

はじめに

わが国において国及び地方の財政悪化が叫ばれて久しい。先進国中最悪の債務残高を抱えるわが国においても，約２年前，通貨統合を目指したマーストリヒトの財政緊縮の基準と同様に，財政赤字３％（対GDP比）という制限を設けた財政構造改革法が成立した（第１表）。

しかし，一方で同時期わが国の景気悪化は深刻であった。1997年４月からの消費税率引上げ，特別減税の終了による国民負担の増大に始まり，山一・拓銀の破綻でわが国国民の消費マインドは急激に悪化し，景気刺激策として財政支出拡大に対するプレッシャーは日増しに大きくなっていった。このような中で財政構造改革法は98年に早々と凍結された。その後，大型の緊急経済対策が次々と打ち出され，同時に国債発行も歯止めを失った。昨年のわが国国債の格下げは規律を失ったわが国財政政策への海外からの警鐘といえるものであったかもしれない。

他方で，地方自治体の行動は国の歳出拡大傾向と対照的な様相をみせている。昨年秋，国が財政支出を拡大させる中で，かつ

第１表　財政構造改革法の概要

	条文	量的抑制目標
全体目標	４条１号	2003年度までに国と地方の財政赤字を対ＧＤＰ比３％以下に抑制
	４条２号	2003年度までに赤字国債の発行をゼロに
主な歳出別量的目標	社会保障 ８条	98年度は前年度比3000億円未満 99,2000年度は前年度比２％に抑制
	公共投資 14条	98年度は前年度比７％減以下 99,2000年度は前年度比同額未満
	文教 17条	国立学校特会への繰入金及び私立学校への補助は前年比同額以下
	防衛 20条	ＳＡＣＯ※関係経費以外は前年度比同額以下
	ＯＤＡ 22条	98年度は前年度比10％減以下 99,2000年度は前年度比同額未満
	農林 24条	主要食糧関係費は前年度比同額以下

資料　財政構造改革法より農中総研作成
（注）　※ 在日沖縄米軍基地関係費。

第2表　4都府県の財政危機宣言

	財政危機宣言	自主的再建期間
東京都	98年10月	平成12年度から4年間
神奈川県	98年9月	平成12年度から5年間
愛知県	98年11月	―
大阪府	98年9月	平成11年度から3年間 (緊急対策期間)

資料　新聞報道等から農中総研作成

ての富裕団体といわれた，東京都，大阪府，神奈川県，愛知県が相次いで財政非常事態宣言を行った（第2表）。

上記の4都府県は財政再建プランを策定し，大幅な歳出削減を計画している。聖域とされていた地方公務員の人件費が対象となっていることからもその逼迫状況は相当厳しいことが理解できる。

また，地方自治体全体をみても歳出削減の流れは否定できない。特に普通建設事業(注1)の国からの補助が得られない地方単独事業の落ち込みは大きい。94年度以降その決算額が地方財政計画の額に達していない年度が続いており，その差は年々大きくなってきている（第1図）。足元では今年度の9月補正までの達成率が16%減（前年同月比）

第1図　地方単独事業費の推移（純計）

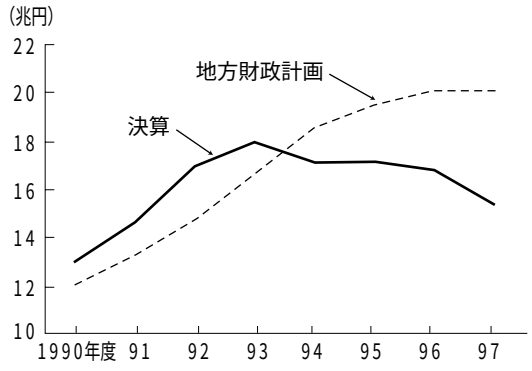

資料　自治省『地方財政白書』各年度版

と，当初計画額の4分の1が未達成になるという見方（10月27日付日経新聞）もされ，全国の地方自治体財政の厳しい現状がうかがえる。

このように地方自治体が，国とは異なり財政悪化を恐れるのは昭和30年に制定された地方財政再建促進特別措置法（以下「再建法」という）による財政再建準用団体への転落を危惧するからである。本稿では財政再建準用団体とはどのようなものであるのか，またこれを踏まえ今後の地方財政の抱えるリスクについて，概観することとしたい。

（注1） 普通建設事業費は，道路，橋りょう，学校，庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費。普通建設事業及び災害復旧事業費，失業対策事業費と合わせて投資的経費と呼ばれている。

1．財政再建準用団体

(1)　財政再建準用団体とは

一定基準の赤字を出した地方自治体は，地方債の発行ができなくなる。この基準は赤字比率（実質収支(注2)の赤字額／標準財政規模(注3)）と呼ばれ，都道府県が5%，市町村は20%で起債が制限される。しかし，地方債の発行ができないというのは，地方自治体の財政運営において現実的に難しいことであり，財政再建計画を策定し，国の指導下におかれながら財政再建を行うことになる。この自治体を財政再建団体といい，議会で議決後，自治大臣の承認をうけて同団体に指定される。この場合，再建計画にかかわる起債制限は解除され，一時借入金の

政府資金による斡旋等の特典を受けることができる。再建法は昭和29年度末に赤字団体となった自治体を対象とした規定であり，これ以降同法を準用して財政再建を行う自治体は「財政再建準用団体」と呼ばれている。

財政再建準用団体となると，それまで自治体独自で行ってきたサービス等は実施できなくなるような歳出削減策，各種利用料の値上げなど住民負担の増大も強いる歳入増加策などを盛り込んだ再建計画の下，地方の自主性は制限された中で赤字削減に取り組むことになる。

（注2） 実質収支とは，歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額。

（注3） 標準財政規模とは，以下の式で求められる財政規模であり，その他の用語との関係は参考図のようになる。

標準財政規模＝
前年度の標準税収額＋前年度の普通地方交付税額

〈参考図〉　各地方財政用語の関係
（市町村ケース）

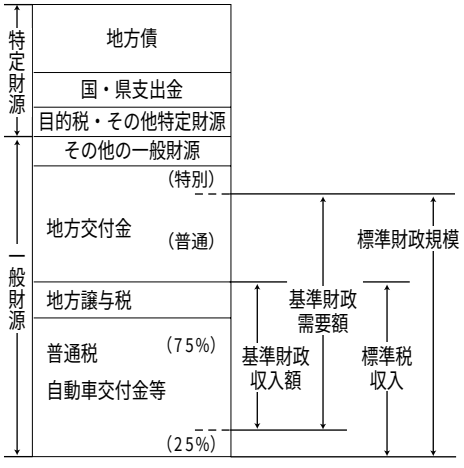

資料　『財政分析に強くなる』から抜粋

（2）　過去における財政再建準用団体

過去，財政再建準用団体に陥ったことのある地方自治体の中で，戦後第２次地方財政危機といわれた1975年度以降の自治体を取り出すと，第３表のようになる。福岡県内の自治体が多く，80年以降財政再建準用団体に陥った４町はすべて田川郡という同じ地域にある自治体である。

第３表　1975年度以降の財政再建準用団体

	自治体名	再建期間（年）
大分県	竹田市	75～78
山形県	米沢市	76～83
新潟県	中条市	76～79
三重県	上野市	77～82
三重県	紀伊長島町	78～84（82）
和歌山県	高野口町	77～82
山口県	下松市	76～83（82）
愛媛県	小田町	78～87（80）
和歌山県	広川町	79～89
福岡県	行橋市	76～79
福岡県	豊前市	75～79（78）
福岡県	犀川町	76～84（82）
福岡県	金田町	81～90（87）
福岡県	方城町	82～93（91）
福岡県	香春町	85～93（91）
福岡県	赤池町	91～2002

出典　日本格付け投資情報センター『地方債格付け』

これらの町は主要産業が炭坑であり，エネルギーが石炭から石油にシフトする過程で炭坑業がすたれ，過疎化が進んだ。これに対して自治体は多くの公共投資を行って産業誘致等を試みたがうまく行かず，結局債務のみが累積していった状況であったと報告されている。

現在再建法が適用されている地方自治体は赤池町のみであり，財政悪化が激しい今日，多数の自治体関係者がその現状視察にくるとのことである。

（3）　起債制限比率と赤字比率

地方債が発行できなくなる基準は赤字比率だけではなく，起債制限比率という基準（運用上の制限）も存在する。この起債制限

比率が20%を超えると一般単独事業債及び厚生福祉施設整備事業債にかかわる地方債の発行が許可されない。さらに30%を超えると一般事業債が許可されなくなる。起債制限比率は以下の式で求められる。

起債制限比率＝
{A－（B＋C＋E）}／{D－（B＋C）}
A：当該年の普通会計債の元利償還費
B：Aに充てられた特定財源
C：災害復旧費等として基準財政需要額に算入された額
D：当該年度の標準財政規模
E：事業費補正

資料　四訂『地方財政小辞典』から抜粋

起債制限比率が15%（平成11年度より14%に変更）を超えた時点で，５年以内に13%以下に引き下げる「公債費負担適正化計画」を自主的に提出し，財政再建を行うことになる。この計画を提出すると，既発債の償還利子の一部について特別交付税による財政支援が行われる等の特典が受けられる。但し，この活用は市町村のみが対象とされている。

しかし，この起債制限比率の基準により起債が制限される可能性は，前述の赤字比率によるよりも小さい。これは，国の誘導で行った公共投資に関しては，その公債費負担は起債制限比率に影響を与えないからである。

起債制限比率の算出式をみると，事業費補正という言葉が出てくる。この事業費補正とは，公共事業が一定時期に集中的に行われその事業費の地方負担額が多額に上る場合を考慮し，普通交付税の基準財政需要額に割増算入されるものである（『地方財政小辞典』による）。

第2図　公債費比率と起債制限比率の推移

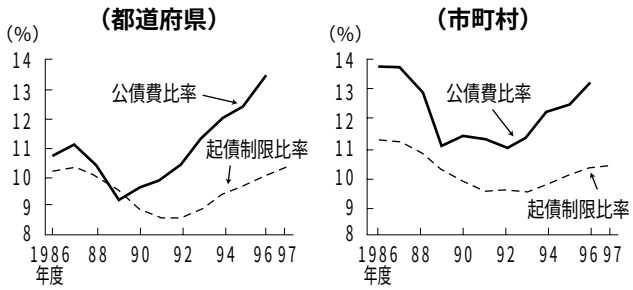

資料　第1図に同じ

ちなみに90年以降の公債費比率（事業費補正の考慮無し）と起債制限比率をみたものが第２図である。都道府県及び市町村とも両指標の開きが近年大きくなっている。これは，逆にいえば，国誘導の公共投資を多大に行ってきたということであろう。

以上のように，起債制限比率は，実際の自治体の財政状況を的確にあらわしているとは言い難く，相当抑制されたものになっている。公共投資を多大に行っても，事業費補正のある公共投資中心に行えば，この指標が20%あるいは30%という高レベルに上昇することは避けることができ，この指標によって起債制限をうける可能性は小さいといえる。

２．財政危機の背景

(1)　危機に陥りやすい都道府県の財政構造

昨今の状況下では，都道府県の方が自主的な財政再建に積極的である。これは起債

が制限される基準である赤字比率が5%と市町村(20%)よりも厳しいという事情がある。

この基準の違いは，都道府県の歳出に占める義務的経費が非常に大きいことに起因している。

歳出に占める義務的経費の状況をみると，確かに過去一貫して都道府県が市町村に比して高い状況であった。但し，90年代に入り，一時景気対策に対応して都道府県においても投資的経費の割合の急激な上昇が起こった（第３図)。

97年度決算における義務的経費の構成をみると第４図のようになる。都道府県において，人件費の占める割合が市町村を大きく上回っている。これは都道府県において義務教育諸学校教員の人件費を負担しているためであり，都道府県の方が起債制限の基準において厳しくされている一因でもある。

しかし一方で，歳入における税収をみると(第５図)，市町村税収の方が都道府県税収よりも安定的である。これは固定資産税など景気変動を受け難い税目から構成されているためである。

第3図　都道府県及び市町村の歳出に占める経費の割合

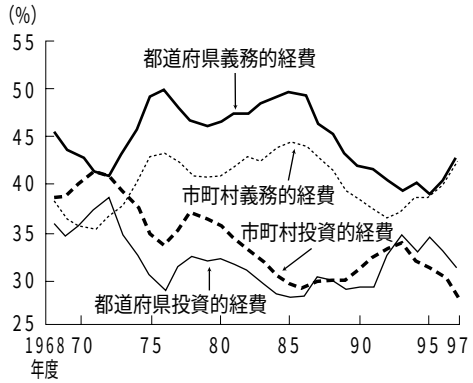

資料　第1図に同じ

第4図　歳出に占める各経費の割合（97年度決算）

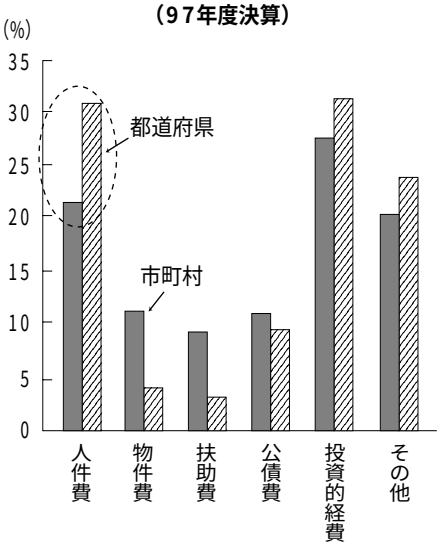

資料　自治省『地方財政白書』平成11年度版

第5図　都道府県と市町村の地方税（97年度決算）

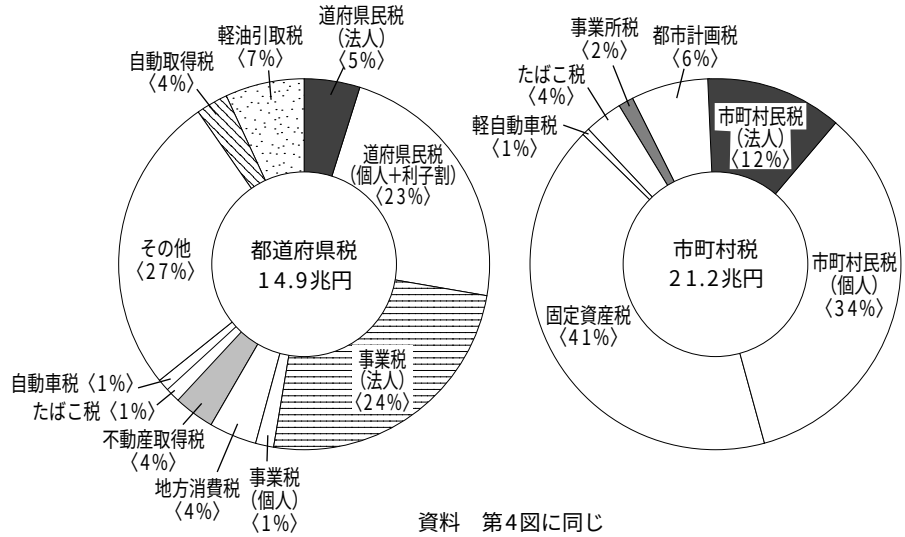

資料　第4図に同じ

(2) かつての富裕団体（４都府県）にみる財政危機の背景

前項でみたように都道府県の方が義務的経費の負担が大きいにもかかわらず，地方税収において景気変動の影響を受けやすい。このような中で，都道府県の中でもその歳入において地方税収入が大きい上位４自治体が現在財政危機を迎えている（第６図）。

４自治体の歳入をみると，バブル崩壊以降地方税収入が80年代前半のレベルにまで低下している。景気後退による減収に加え景気対策としての減税による減収も影響していると考えられる。一方で，地方債による収入がかつて無いレベルにまで増大していることが見て取れる（第７図歳入）。

第6図　地方税収が歳入に占める割合

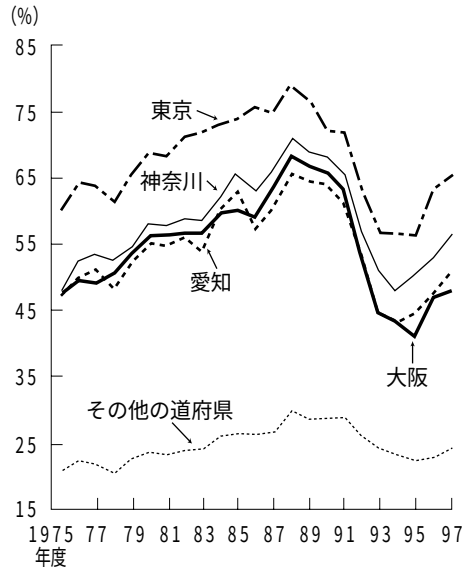

資料　自治省『都道府県決算状況調』各年度版

第7図　4都府県の歳入・歳出内訳（対GPP比）

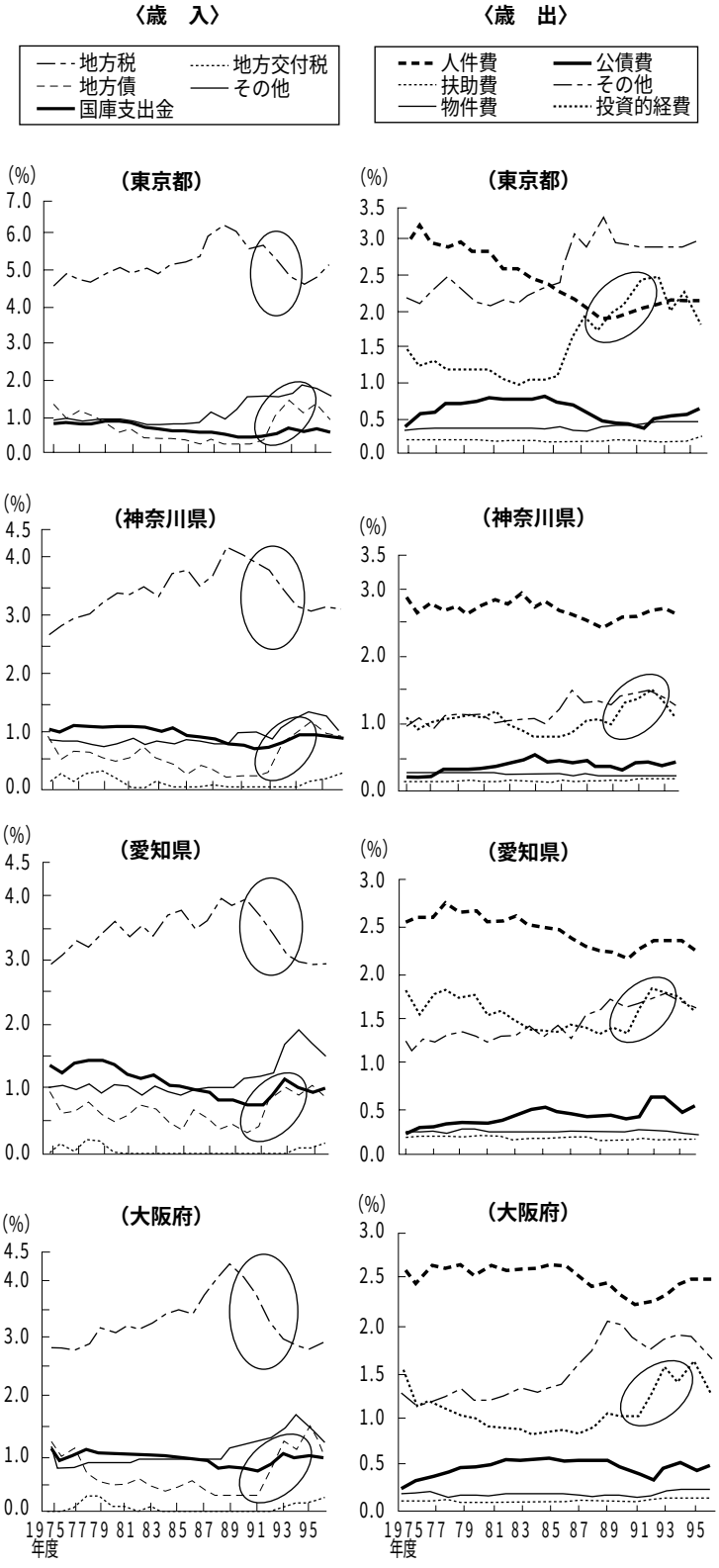

資料　自治省『都道府県決算状況調』及び『県民経済計算』
(注)　対GPP比＝県内総生産比，以下同じ。

次に歳出面をみてみると，投資的経費が大きく増えていることがわかる。各自治体が歳出削減の再建プログラムの中で，こぞって人件費の抑制を打ち出しているが，人件費が財政悪化の主要因とは言い難い。歳出に占める人件費が大きいことは間違い無いが，歳出が近年増大した主原因は投資的経費の影響といえよう。

ただし，懸念すべきは物件費が伸びていることである。ここでは委託費(民間企業への出費）が大幅にウェイトを大きくしていることから，サービスを民間に委託することで人件費が物件費に代わっただけという指摘もある（第７図歳出)。

(3) 財政再建準用団体にみる財政危機の背景

ここでは80年代以降再建準用団体に陥った四つの町財政から，その共通要因を検討する。町内総生産にあたるデータは無いため，歳出入に占める各項目の割合を70年度以降市町村計のケースと比較した。

歳入面では，４町とも同様に，地方税のシェアが低く，地方債及び地方交付税のウェイトが高いという共通点が認められたが，各項目とも急激な変動等は見て取れなかった（第４表)。

一方で歳出には４町の共通する財政悪化の要因が現れていた。投資的経費のウェイトの大きさとそれに伴う後年度の公債費の急激な伸びである。特に赤池町の場合に顕著なように，投資的経費と公債費が対照的な線を描いている。ここでは公共投資のために起債した地方債の償還費用が約10年後に公債費の増大となって現れたことを示している（第８図)。

第4表　4 町の歳入内訳

（単位　%）

	香春町	赤池町	方城町	金田町
地方税	16.3	7.0	3.3	4.0
（市町村）	35.0	40.9	31.2	30.8
地方交付税	24.1	44.2	24.9	23.1
（市町村）	15.0	14.6	15.7	15.7
地方債	21.4	11.2	25.0	29.7
（市町村）	10.2	8.0	12.3	12.8

資料　自治省『市町村決算状況調』及び『地方財政白書』各年度版
（注）　財政再建準用団体に陥る前の過去５年間の平均。資料的制約から金田町のみ過去４年間平均。

さらに，繰出金(注4)及び積立金が市町村計に比して非常に低いことが読み取れる。繰出金が少ないというのは他会計とのやりくりが懸念される。また，積立金の計上を抑制する等は後年度に負担を先送りするだけである（第９図)。

現在唯一財政再建準用団体に指定されている赤池町の場合，病院と土地開発公社の負債が大きな負担となったことが知られている。公営事業及び地方公社(土地開発公社など）へ拠出しなければならない資金を先送りするなどをして，普通会計の歳出入をやりくりしていた可能性も考えられうる。

(注4)　繰出金とは，一般会計から特別会計等に支出される経費。例えば，公営事業会計等に対し，建設費，事務費などの補助として支出される。

第8図　歳出に占める投資的経費と公債費（4町と市町村計）

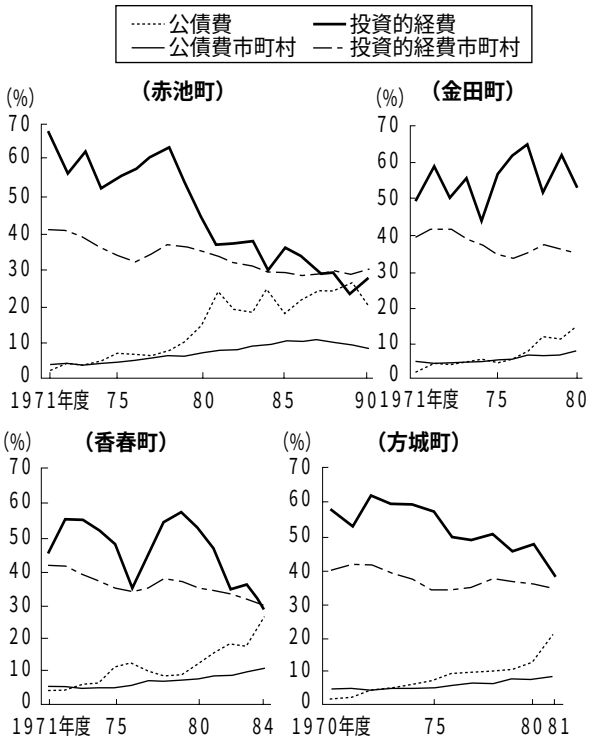

資料　第4表に同じ
(注)　各グラフの期間の終期は財政再建準用団体に指定された決算年度。

第9図　歳出に占める積立金と繰出金（4町と市町村計）

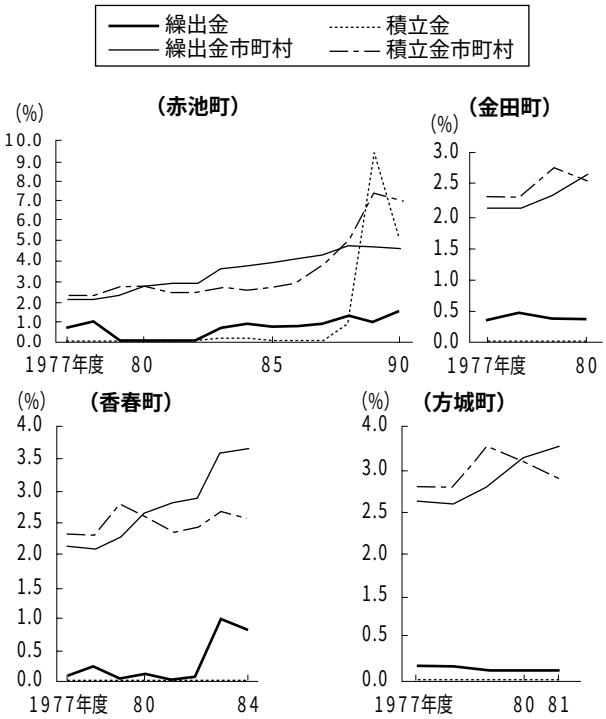

資料　第4表に同じ
(注)　データの制約から，期間の開始は77年度決算からとなっている。

3．地方財政のリスク

1章及び2章において，地方自治体が恐れる財政再建準用団体の概要，再建準用団体を経験した自治体の財政事情をみてきた。本章では以上を踏まえ，今後地方自治体が抱える課題について検討したい。

(1)　2001年以降の公債費増大のリスク

前章でみてきたとおり，地方財政が破綻する要因として，投資的経費増大に対応した後年度の公債費増大というのが大きなポイントと考えられる公債費は同じ義務的経費でも，人件費（給与抑制や人員削減）などと違って，将来において全く削減の余地はない経費である。地域振興のために行った公共投資ならば，将来の税収が増大し，後年度の公債費負担を軽減するはずなのだが，当該の地域経済に貢献の少ない公共投資あるいは無駄な公共投資に終わってしまった結果だともいえよう。

バブル崩壊以降，度重なる経済対策を受け，地方債の発行は増大した。これに伴う民間引き受け分の地方債の償還ピークが21世紀に入ると同時にやってくる。大量の借換債の発行が予想されるもののその公債費負担は相当の脅威となろう。

第10図　4都府県の地方債残高と積立金残高（対GPP比）

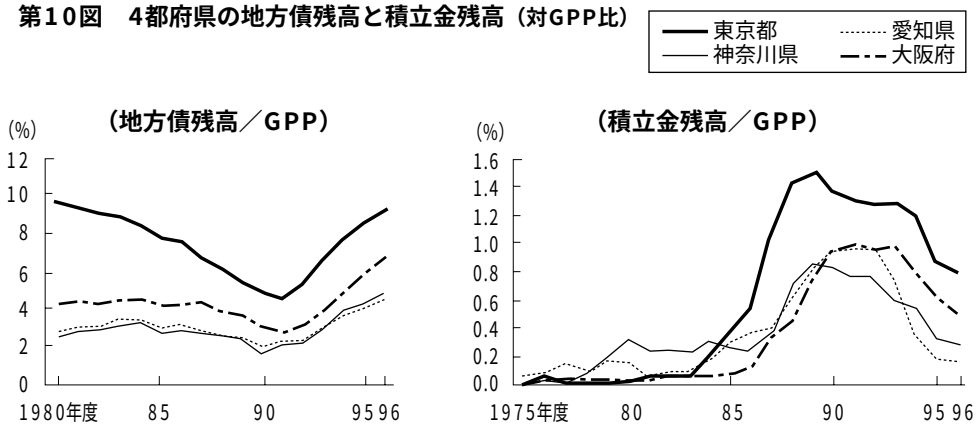

資料，(注)とも第7図に同じ

赤池町のケースをみても，歳出削減（投資的経費の削減）に向かうが，時すでに遅く，80年以降の公債費の高止まりによって，その財政は急速に硬直化[(注5)]した。リスクを先送りすることでしのいでいたが，ついには目先の負担を転嫁していた先である地方公社等の許容力を超えてしまい，より大きくなって自治体本体に戻ってきたという姿が想像できる。

つまり，地方自治体の財政運営は，削減しやすい公共投資を中心に歳出をスリム化しようと努力している現在よりも，実際には地方債の元利償還費用の急騰が始まるこれからの方が厳しいといえる。

特に４自治体に代表される財政力のある自治体ほど地方債の資金調達において民間からの調達ウェイトが大きい。これは，10年満期一括方式の占める割合も大きいと考えられ，積立金の多くを使い果たしてしまっている自治体にとって，バブル崩壊以降増大した地方債の償還が本格化する2001年度以降，その公債費負担及び財政運営は相当に厳しい状況となろう（第10図）。

（注5） 経常経費が歳出の多くを占め，財政運営の自由度がなくなること。

（2） 交付税収入の安定性？

足元の財政危機は自主財源が大半を占める富裕団体に起こっている。それでは，地方交付税という依存財源の多い自治体にとっては，財政危機は起こらないのであろうか。たしかに，国誘導の公共事業を中心に行っていれば，交付税措置[(注6)]により後年度の公債費負担は軽減されるため，交付税依存型の自治体の方が，来る公債費の増大にも適用力があるようにみえる。

しかし，この地方交付税自身，現在制度的限界を迎えている。地方交付税制度の制度疲労は前述の公債費負担増大に加え，相当のインパクトをもって地方財政に影響を与えかねない。

地方交付税の総額は，国からみれば国税の一定割合で決まる額であるが，各地方自治体からみれば，合理的な水準の行政サービスを行うために自主財源では足りない額となる。この二つの算出結果が一致する保

証はなく，今年度でも国の歳出(地方交付税交付金)12.9兆円に対し，地方財政計画の歳入（地方交付税）20.9兆円と８兆円以上のギャップを生じている。このギャップを埋めてきたのは「交付税及び譲与税配付金特別会計」（以下「交付税特会」という）であるが，交付税特会の借入状況は現在惨たんたるものである。第11図は，交付税特会借入の地方負担分のみみたものであるが，本年においてその残高は，地方の１年分の交付税収入額を超えるレベルになっている。この借入は，将来の地方交付税の先取りであり，これをどのように返していくのかは非常に疑問といわざるをえない。

さらに，同特会の借入資金であった財投資金についても，その改革の方向が示されつつある。この度の財投改革の中で，この交付税特会への貸し付け分に関しては明確に触れられていないが，国と地方の負担分を合わせて約30兆円にも上る同特会の借入をいつまでも継続できる状況ではないことは明らかである。

第１１図　交付税特会の借入残高と対交付税収入比率

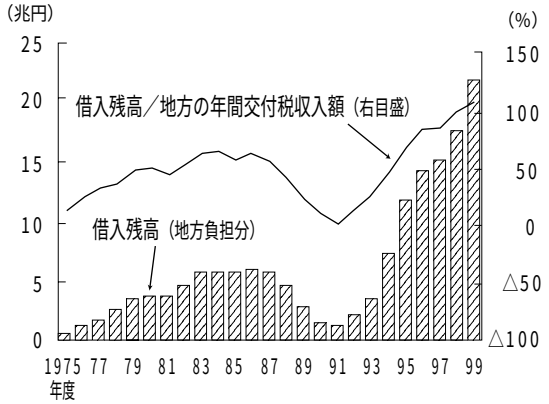

資料　第1図に同じ

このような中で，現行の地方交付税制度の持続は難しく，地方交付税におんぶしてきた地方自治体にも今後大きなリスクが待ち受けているといえる。

（注6） 地方交付税算出のための基準財政需要額に算入できる。ちなみに地方からみた地方交付税は，各自治体が等しく妥当な水準の行政サービスを達成するために必要な額（基準財政需要額）から通常徴収されうる税収の一定割合（基準財政収入額）を引いた差額。

（3）　資金調達への不安

最後に，地方自治体にとっての財政危機とは別に，今後新たな課題が生じてくる可能性があることに触れておきたい。

90年代の地方債の増大は民間金融機関の引き受けによって，その資金調達が行われてきた。民間金融機関引き受けの場合，期間10年の満期一括償還方式が多い。一括償還の財政負担を考え，減債基金を年６％ずつ（３年後以降）積み立てておくことになっているが，昨今の財政悪化により，目先のやりくりの中で積立金が底をついている自治体が多い。このような中では，一括償還に対する資金確保は難しいと思われる。地方債もその公共施設の耐用年数を限度に借換債の発行は可能ではあるが，地方債の商品性の問題により，円滑な資金調達が可能かは疑問である。

上記の前兆として，昨今，都市銀行が地方債残高を急激に減らしている（第12図）。

以上のような状況には，地方債は国債と比べ極端に流動性が低いことがその背景にあると考えられる。現在この都市銀行の肩代わりを指定金融機関となっている地方銀

第12図　5業態における地方債残高の伸び
（対前年比）

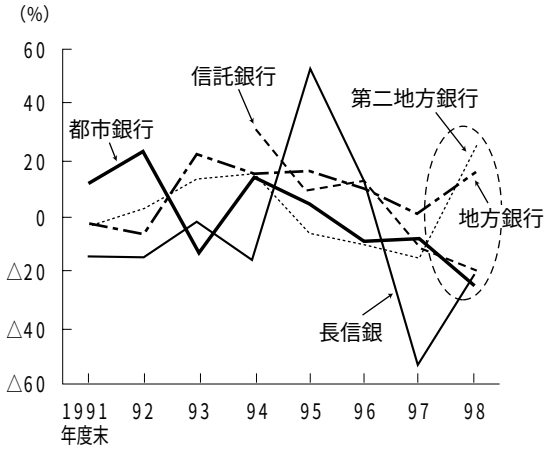

資料　日本銀行『金融経済統計月報』

行が行っている状況ではあるが，今後その大きさによっては，地域金融機関の許容力を超えるのではないかという不安が残る。また地方銀行においては地方自治体との取引の再考も伝えられており，投資家においては地方債の銘柄選別が始まっているなど，地方債及び一時借入金のスムーズな調達ができなければ，再建準用団体となるまえに資金ショートが多発するリスクも考えられる。

おわりに

以上みてきたとおり，本当の地方財政の危機は21世紀に入ってから始まるのかもしれない。バブル崩壊以後，急激な勢いで増大した公共投資であるが，その地域経済の発展に寄与していないものも多い。「時のアセスメント[(注7)]」に代表されるように，公共投資の再評価が多くの地域で行われているのも，その反省からである。このような状況では将来に借金だけを残した結果となる。

積立金を先送りしたり，他会計とのやりくりをするなどの目先の対応に翻弄されるばかりであれば，今後公債費の急騰により，財政再建準用団体転落の自治体が多発する可能性も捨て切れない。この公債費の増大に備え，歳出構造の根本的改善，スリム化は急務であろう。

さらに，地方自治体の歳入構造をみた時，現行の富裕自治体の財政危機は，都道府県財政における，硬直化しやすい歳出構造と景気変動を受けやすい歳入構造との矛盾も一因といえる。このため都道府県財政において外形標準課税などの安定的税収をもとめる声は高い。但し，右肩上がりの時代に，収入に応じて歳出を拡大し続けた財政運営のあり方にも反省を必要としよう。一方で，市町村や財政基盤の弱い自治体の安定的な財源であった地方交付税も，現状のような乱発はすでに限界に達し，巨額な特会の借入を考えた時，地方交付税収入の不透明さは地方財政の大きな脅威となる。交付税制度が破綻する前に，適切な税源移譲等を考えなければならない。

また，財政再建準用団体というリスクのまえに，地方自治体は地方債引き受け手の不在の資金ショートリスクを念頭に置かなければならないかもしれない。地方債の新発が抑制されても，借換債は相当量に上ると予想される。現在の金融情勢を考えるとそのまま従来の金融機関が引き受けてくれるとは考えにくく，資金調達という面からもリスクが登場してこよう。

最近の地方債においても,静岡県債(R＆I格付けAAプラス）が堅調な水準で取引され，従来の六大都市債である京都市（同AAマイナス）は静岡県債を若干下回る気配であったとされている。今春地方債格付けが行われたことで，投資家が自治体の財務内容にも敏感になってきている状況であり，より詳しい事業会計及び地方公社等まで含めた財務内容の情報開示も強く求められている。このように，今後地方自治体の財政運営を厳しくチェックしてくるのは，再建法よりも市場の目かもしれない。

（注7） 97年に北海道で導入。長期停滞している公共事業を再評価し，その評価に応じて事業変更や中止等を判断する仕組み。

〈参考文献〉

・日本格付け投資情報センター『地方債格付け』，99年３月
・遠藤 晃『財政分析に強くなる』自治体研究社， 90年８月
・ 神野直彦・分権・自治ジャーナリストの会編『自治体倒産』日本評論社，99年４月
・ 初村尤而『図説 財政危機の読みかた』自治体研究社， 99年８月

（丹羽由夏・たんばゆか**）**